

水量合算の廃止に伴う基本料金に係る経過措置に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市水道事業給水条例の一部を改正する条例（平成22年豊中市条例第22号）附則第4項の規定による経過措置（以下「経過措置」という。）の適用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(経過措置の適用の取消し)

第2条 豊中市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、経過措置の適用を受けている給水装置の使用者が変更されたときは、経過措置の適用を取り消すこととする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要と認めるときは、引き続き変更後の使用者に対しても経過措置を適用することができる。

(メーターの閉栓等に伴う措置)

第3条 経過措置の適用を受けているメーター（以下「適用メーター」という。）の閉栓等により、適用メーター数に変動が生じた場合（閉栓等により残存する適用メーターが1個以下となった場合を除く。）についても、引き続き経過措置を適用することができる。ただし、閉栓等により最も口径が大きい適用メーターを変更したときは、当該変更した日以後は、閉栓等により残存する適用メーターにより経過措置を適用するものとする。

(実施の細目)

第4条 この要綱の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から実施する。